

防災に関連した環境施策
(事業者対象 国庫補助事業)

エヌエス環境株式会社

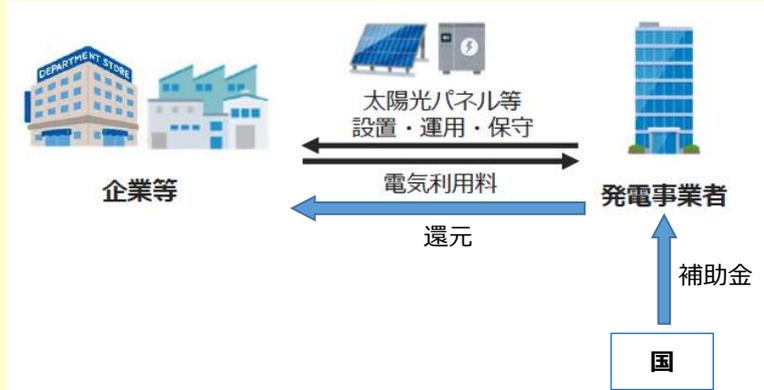
2022.8.26

ストレージパリティの達成に向けた 太陽光発電設備等の価格低減促進事業

初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池の導入が可能なオンサイト PPA モデル等による自家消費型太陽光発電や蓄電池等の導入に要する経費の一部を国が発電事業者に対して補助することで、地域における再エネの主力電源化と停電時の電力使用による防災性向上を図る。

概要

初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池の導入が可能なオンサイト PPA 等により自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池等を導入した際に、補助金額相当分がサービス料金やリース料金から控除されることで、設備を導入した者（企業等）への還元を図る。



補助対象設備と基準金額

| 補助対象設備 | 基準金額 | | | |
|-------------|-------------------|---|--|--------------------------------|
| 太陽光 発電設備 | 定額 | 4 万円 /kW | その他 | ×太陽電池 出力 ^{※1} [kW] |
| | | 5 万円 /kW | 「初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池の導入が可能なオンサイト PPA モデル」または「リースモデル」で、「業務・産業用の定置用蓄電池」または「車載型蓄電池」をセットで導入する場合 | |
| | | 7 万円 /kW | 「戸建て住宅」で、「定置用蓄電池」または「車載型蓄電池」をセットで導入する場合 | |
| 定置用蓄電池 | 定額 | 6.3 万円/kWh(業務・産業用 ^{※2})または 5.2 万円/kWh(家庭用 ^{※2})×蓄電容量 [kWh]と間接補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額とを比較して少ない方の額 | | |
| 車載型蓄電池 | 定額 | 蓄電容量[kWh]×1/2×4 万円 [kWh] ^{※3} | | |
| 充放電設備 | 1/2 ^{※3} | 機器費 | | |
| | 定額 | 設置工事費(上限額：1 基あたり業務・産業用 95 万円、家庭用 40 万円) | | |

※1 補助金の交付額の上限額は 1.5 億円、算定に用いる「太陽電池出力」は太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値

※2 業務・産業用：4,800Ah・セル以上、家庭用：4,800Ah・セル未満

※3 最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。

| | 3・4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 補助金の応募 | ←→ | | | | | | | | | | | |
| 審査・採択/不採択 | | ←→ | | | | | | | | | | |
| 交付申請 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| 審査・交付決定 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| 補助事業の実施 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| 完了実績報告 | | | | ←→ | | | | | | | | |
| 補助金の額の確定 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| 補助金の支払い | | | | | | ←→ | | | | | | |

本事業は令和 3 年から令和 6 年までの事業でありスケジュールは本年度の実施例です。

平時の省 CO₂ と災害時避難施設を両立する

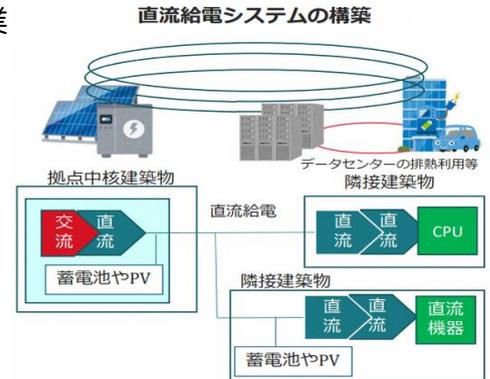
直流による建物間融通支援事業

平時の省 CO₂ と災害時の自立運転を両立するシステムの構築に要する経費の一部を国が補助することで、再エネの主力電源化と停電時の電力使用による防災性向上を図る。

補助事業：①直流給電計画策定事業 ②直流給電設備導入事業

補助事業の活用方法

- ①直流給電計画策定事業を利用して直流給電設備導入計画を策定し、自己資金で対策を実施
- ①直流給電計画策定事業を利用して直流給電設備導入計画を策定し、②直流給電設備導入事業を利用して対策を実施
- 自ら所定様式の直流給電設備導入計画を策定し、②直流給電設備導入事業を利用して対策を実施



①直流給電計画策定事業

概要

省 CO₂ と災害時のエネルギー確保が可能となる、直流給電による建物間電力融通に係る直流給電設備導入計画の策定を行う事業

補助率 3/4、補助上限 1,000 万円

a：人件費、b：業務費

(主な補助対象外経費：PC、ワークステーション、その他の備品類の購入費用、ソフトウェア購入費用及び保守・ライセンス費用等)

②直流給電設備導入事業

概要

省 CO₂ と災害時のエネルギー確保が可能となる、直流給電による建物間電力融通に係る設備等を導入する事業

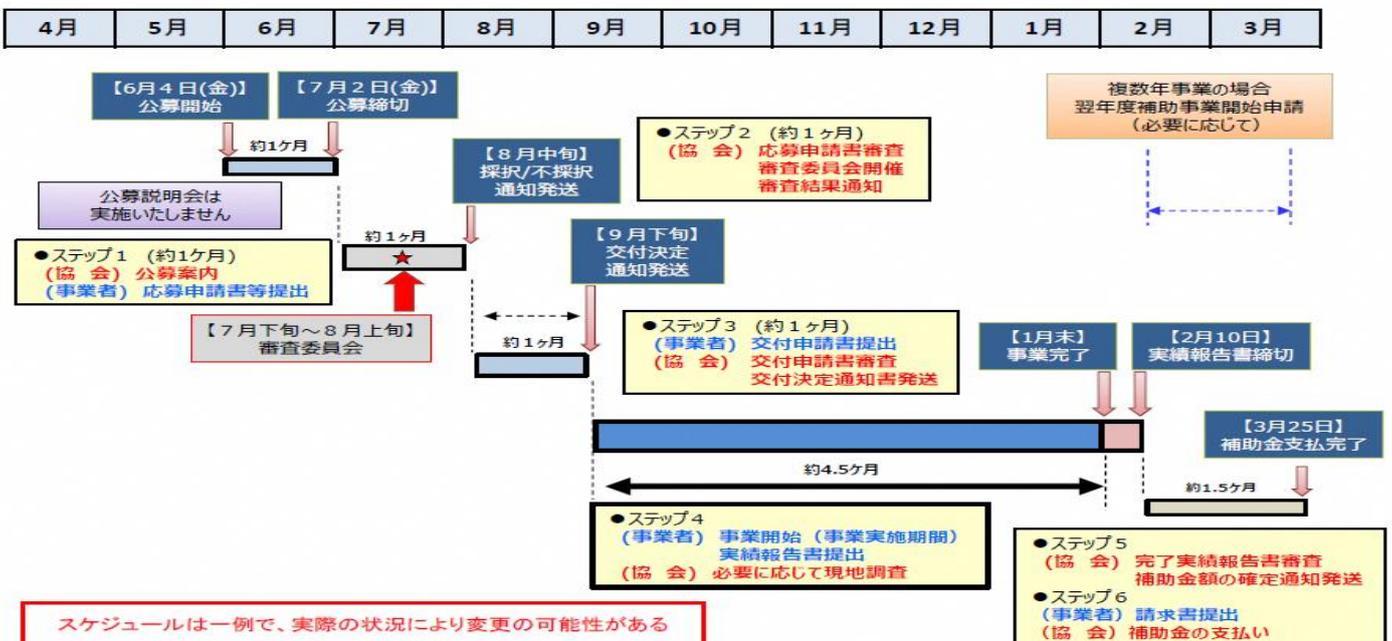
補助率 1/2、補助上限 10 億円/年

①で計画策定を行った事業の場合は 2/3

※詳細は下表に記載

| 補助対象 | 基準金額 |
|---------------|---|
| 1. 【A】【B】を除く | 交付額 補助対象経費の 1/2 (①で計画策定を行った事業の場合は 2/3) 上限 なし |
| 2. 【A】 車載型蓄電池 | 交付額 蓄電容量(kWh)の 1/2×万円 上限 令和 3 年度 CEV 補助金の銘柄ごとの補助金交付額 |
| 3. 【B】 充放電設備 | 交付額 補助対象経費の 1/2 上限 令和 3 年度 CEV 補助金の銘柄ごとの補助金交付額 |

※交付額の上限は 1 から 3 の総額で 10 億円/年



レジリエンス強化型 ZEB 実証事業及び

ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

年間の一次エネルギー使用量が正味でほぼゼロとなるビル（ZEB）の実現に必要な省エネ、省CO₂性の高いシステム・設備機器、再生可能エネルギー設備等の導入費用の一部を支援することで、防災性などの機能が高い建築物の普及促進を図る。

概要

- ・業務用建築物において、大規模自然災害に対する備えとして、被災時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化した ZEB の実現に必要な設備機器等を導入する事業
- ・業務用建築物において、ZEB の実現に必要な省エネ・省CO₂性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する事業

対象施設

業務用建築物等（新築の場合は延床面積 10,000 m²未満、既存建築物の場合は延床面積 2,000 m²未満に限る。）

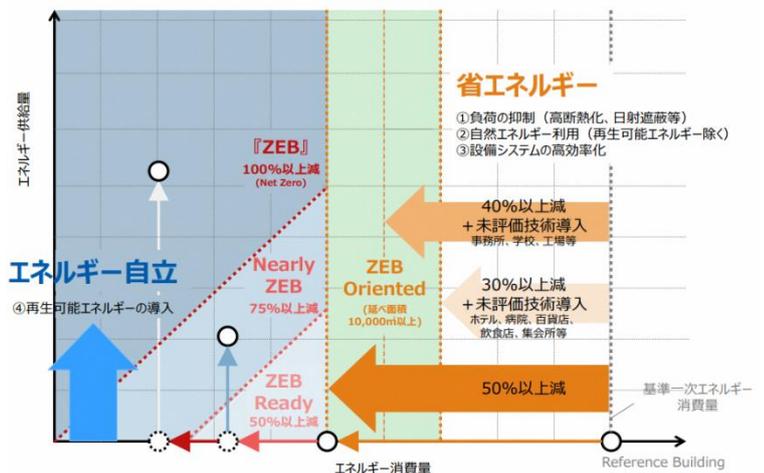
対象用途

| 対象施設 | 対象用途の具体例 | 対象外建築物・用途の例 |
|-------------|--|---|
| 事務所等 | 事務所、官公署等 | 住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、キャバレー、パチンコ屋、競馬場・競輪場 |
| ホテル等 | ホテル、旅館等 | |
| 病院等 | 病院、老人ホーム、福祉ホーム等 | |
| 物品販売業を営む店舗等 | 百貨店、マーケット等 | |
| 学校等 | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、給食センター等 | |
| 集会所等 | 図書館、博物館等 | |
| | 図書館等 | |
| | 体育館等 | |
| | 映画館等 | |

補助金交付額

| 延床面積 | 新築建築物 | 既存建築物 |
|---|---|---|
| 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 | ZEB : 補助率 2/3(上限 5 億円) Nearly ZEB : 補助率 3/5(上限 5 億円) ZEB Ready : 補助率 1/2(上限 5 億円) | |
| 2,000 m ² 未満 | ZEB : 補助率 2/3(上限 3 億円) Nearly ZEB : 補助率 3/5(上限 3 億円) ZEB Ready : 補助率 1/2(上限 3 億円) | ZEB : 補助率 2/3(上限 3 億円) Nearly ZEB : 補助率 2/3(上限 3 億円) ZEB Ready : 補助率 2/3(上限 3 億円) |

| 区分 | 定義 |
|--------------|---|
| ZEB | 年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物 |
| Nearly ZEB | ZEB Ready の要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた建築物 |
| ZEB Ready | 高断熱化及び高効率な省エネルギー設備等を備えた建築物 |
| ZEB Oriented | ZEB Ready を見据えた建築物として、高断熱化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物 |



(参考1) テナントビルの省CO₂改修支援事業

テナントが入居する既存の建物において、ビルオーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース契約等）を結び、テナントビルの省エネ化、省CO₂化を図る場合に必要となる設備導入等に係る費用の一部を支援することで、テナントビルの低炭素化に向けた取組の推進及び不動産賃貸借契約におけるグリーンリース契約等の普及促進を図る。

対象事業

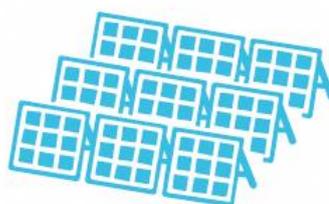
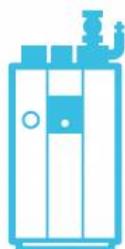
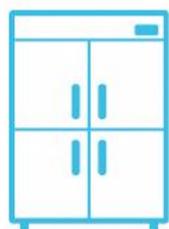
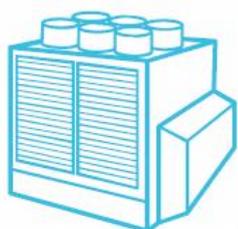
- ビルオーナーとテナントが環境負荷を低減する取組を含むグリーンリース契約等に基づき、補助金の申請対象となるテナント専用部に必要となる設備等を導入する事業
- 設備の導入前後において、更新した設備全体の二酸化炭素排出量が20%以上削減できる設備改修
- 共用部及び共用設備の低炭素化改修は、グリーンリース契約等を締結しているテナントの床面積割合がビル全体の延床面積の30%以上を占める場合
- グリーンリース契約等の締結は交付申請時までに行い、提出。また、複数年事業で2年目に設備改修を行うテナント先とも、初年度の交付申請時まで締結し、提出。なお、交付申請時にグリーンリース契約等が締結されていない場合はグリーンリース契約等の案又は締結に向けた覚書を提出。

対象施設

| 対象施設 | 対象用途の具体例 | 対象外建築物・用途の例 | |
|-------------|-----------------------------------|--|--------------|
| 事務所等 | 事務所、官公署等 | 住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、キャバレー、パチンコ屋、競馬場・競輪場、その他これらに類する用途に供されるテナントビルであるとSERAにおいて判断される用途 | |
| ホテル等 | ホテル、旅館等 | | |
| 病院等 | 病院、老人ホーム、福祉ホーム等 | | |
| 物品販売業を営む店舗等 | 百貨店、マーケット等 | | |
| サービス業を営む店舗等 | 美容院、貸衣装屋等 | | |
| 学校等 | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等 | | |
| 飲食店等 | 飲食店、食堂、喫茶店等 | | |
| 集会所等 | 図書館等 | | 図書館、博物館等 |
| | 体育館等 | | 体育館、公会堂、集会場等 |
| | 映画館等 | | 映画館等 |

補助金交付額

| 事業内容 | 新築建築物 | 既存建築物 |
|--|-------|-----------------|
| a.テナント専用部 | 1/3 | aとbを合算して4,000万円 |
| b.共用部または共用設備（テナントの床面積割合がビル全体の延床面積の30%以上とする。） | | |



(参考2) 民間建築物等の省 CO₂ 改修支援事業

既存の民間建築物等に対し、省 CO₂ 性の高い設備等の導入を支援することで、既存の業務用建築物の低炭素化の促進を図る。

対象事業

- 導入前の設備に比べて CO₂ 排出量を 30%以上削減できる設備を導入するとともに、運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築を行う事業

対象施設

| 対象施設 | 対象用途の具体例 | 対象外建築物・用途の例 | |
|-------------|-----------------------------------|---|--------------|
| 事務所等 | 事務所、官公署等 | 住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、キャバレー、パチンコ屋、競馬場・競輪場 | |
| ホテル等 | ホテル、旅館等 | | |
| 病院等 | 病院、老人ホーム、福祉ホーム等 | | |
| 物品販売業を営む店舗等 | 百貨店、マーケット等 | | |
| 学校等 | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等 | | |
| 飲食店等 | 飲食店、食堂、喫茶店等 | | |
| 集会所等 | 図書館等 | | 図書館、博物館等 |
| | 体育館等 | | 体育館、公会堂、集会場等 |
| | 映画館等 | | 映画館等 |

※対象施設のうち、テナント部分は対象外

補助率 1/3、上限金額：5,000 万円

対象設備

| 対象設備 | 対象用途の具体例 | 対象外設備・用途の例 |
|-------------------|--------------|---|
| 空調設備 | 熱源、ポンプ、空調機器等 | 高効率機器に限る（PAC 等トップランナー基準の対象設備はその基準値以上であること）。 パッケージエアコン（及びビル用マルチエアコンのうち、2グレード展開されているものは、APF の高いグレードの機種のみを補助対象とする。ただし、同一能力に上位グレードがない場合や既設リニューアル向けに上位グレードがない場合等はこの限りでない。） 複数のシステムの組み合わせによるものも認める。 熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る。 |
| | ルームエアコン | ルームエアコンは建築研究所のホームページで公開されている冷房効率区分（い）を満たす機種であること。 |
| 空調・給湯設備 | 給湯器 | 高効率機器に限る（潜熱回収型、ヒートポンプ型等）。 熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る。 |
| | ボイラー | |
| 換気設備 | | 省エネ型の第一種換気設備等（全熱交換型、顕熱交換型、ブラシレス DC モーター型、インバータ制御内蔵型等） |
| 電気設備 | 受変電設備 | 第二次トップランナー基準を満たす変圧器のみを補助対象とし、機器費及び設置に要する経費（配線工事費を除く。）に限る。 補助対象にできる変圧器は補助事業実施に伴い必要と認められるものに限る。 |
| | 分電盤・動力盤等 | 補助対象となる省エネ機器の設置に伴い必要と認められる場合に限る。 |
| BEMS、測定機器 | | 灯外内管（バルク供給設備は補助対象外） 補助対象となる省エネ機器の設置に伴い必要と認められる場合に限る。 |
| 再生可能・未利用エネルギー利用設備 | | 再エネ・未利用エネルギー利用設備（熱利用等。コージェネ、太陽光発電を除く。） |
| 工事費 | | 補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る。 |

(参考3) 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT 事業)

国の 2030 年度温室効果ガス削減目標の達成や 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、工場・事業場での脱炭素化のロールモデルとなる取組（削減計画の策定、設備更新・運用改善の実施）を支援する。

2 つの補助事業 ①計画策定支援事業 ②設備更新補助事業 があります。

- 補助事業の活用方法
- ①計画策定支援事業を利用して CO₂ 削減計画を策定し、自己資金で対策を実施
 - ①計画策定支援事業を利用して CO₂ 削減計画を策定し、②設備更新補助事業を利用して対策を実施
 - 自ら所定様式の CO₂ 削減計画を策定し、②設備更新補助事業を利用して対策を実施

①計画策定支援事業

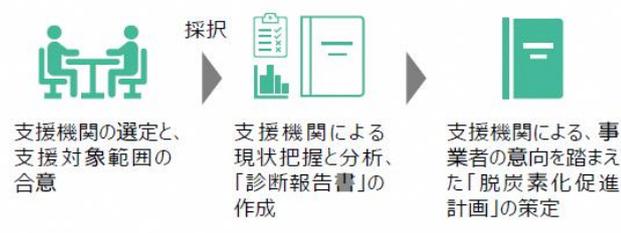
概要

年間 CO₂ 排出量 50t 以上 3,000t 未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO₂ 排出量削減余地の診断及び「脱炭素化促進計画」の策定を支援

補助率 1/2、補助上限 100 万円

特徴

CO₂ 削減余地診断の経験豊富な「支援機関」が工場・事業場の現状と課題を整理し、対策の提案を行います。さらに、CO₂ 削減目標と実施方法を示す「脱炭素化促進計画」の策定を支援します。



支援内容

- 事業所全体を対象とした支援
- 複数のシステムを対象とした支援
- 単一のシステムを対象とした支援

【事業連携】優先採択

- ①計画策定支援事業の採択事業者は、策定した脱炭素化促進計画を利用することで、
- ②設備更新補助事業の優先採択枠の対象となります。支援を受けた年度を含めて4か年度以内の②設備更新補助事業に応募できます。

脱炭素化促進計画

②設備更新補助事業

概要

「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新を支援

補助率 1/3

設備補助 A：補助上限 1 億円
設備補助 B：補助上限 5 億円

特徴

高効率設備、電化・燃料転換を伴う設備、再エネ設備などが対象です。必要に応じて排出量取引を実施します。



事業の種類

- 事業 A：以下の①、②のいずれかの事業
- ①工場・事業場単位（工場・事業場の年間 CO₂ 排出量の削減目標が 15%以上）
 - ②主要なシステム系統（主要システム系統の年間 CO₂ 排出量の削減目標が 30%以上）
- 事業 B：以下の i)～iii) をすべて満たす事業
- i) 電化・燃料転換
 - ii) CO₂ 排出量を 4,000tCO₂/年以上削減
 - iii) システム系統で CO₂ 排出量を 30%以上削減

